むろらん広域センタービル株式会社の定款変更に係る室蘭市の対応について

1. これまでの経緯

- ・令和4年6月、むろらん広域センタービル株式会社株主総会において、会社設立当初の 理念の一つである地域の活性化やまちづくりなどを通じて、より地域貢献が可能な企 業へ変革し、会社の価値を高めるための機能強化に向けた検討提案がなされた。
- ・令和4年8月、本市を含む出資団体・企業の代表者等で構成される機能強化等検討協議 会を設置し、同社の将来像に係る協議を開始。
- ・同協議会において、経営リスクの検証や想定される事業展開、人員体制のあり方など、 総合的な協議を重ねた結果、同社より会社機能強化に向けた取り組みの第一歩として、 会社定款の変更案が示された。(下表参照)

(定款変更案)

(上就发史余)	
変更後	変更前
(1)不動産の賃貸・売買・交換並びに管理 運営に関する事業	(1) 不動産の賃貸及び管理
(2)土地・建物の有効利用並びに地域の活 性化に関する事業	(2) 前号に附帯する一切の事業
(3) エリアマネジメントの推進及びまちづ くり活動に関する事業	
(4)市街地の活性化に関する事業	
(5) 創業並びに事業承継の支援に関する事業	
(6)施設運営にかかる販売業並びに飲食業 等の店舗経営等に関する事業	
(7)地域イベントに関する事業	
(8)地域コミュニティサービスに関する事 業	
(9)前各号に附帯し、または付随する一切 の事業	

2. 本市の対応方針

- ・同社の最大出資者である本市としては、新たな事業を展開するにあたっては、長期的に安定経営を維持できることが大前提と考えており、同社に対して、機能強化の検討に先立つ中長期的な経営見通しの検証を求めてきたが、先般、同社より、新たな長期修繕計画及び長期収支計画が示され、今後25年間に見込まれる大規模修繕費や最終的な施設解体費等を確保し、毎年度配当金を分配してもなお、一定程度の剰余金が発生することを確認できたことから、定款変更による機能強化(まちづくり会社化)に同意することとしたい。
- ・なお、同社には、中島地区や中央地区の再生など、本市のまちづくり推進にあたり、 行政では対応が難しい分野の補完機能についても期待するところであり、今後も効果 的な連携について協議を進めることとしたい。

3. 今後のスケジュール_

- ・臨時株主総会に定款変更案を上程(本年10月以降を想定)
- ・定款変更案承認後、会社の人員体制整備(現在は無人会社)
- ・具体的な事業展開の検討(機能強化等検討協議会における議論を発展的に継続)

≪参考:会社概要≫

·設立:平成18年11月30日

・資本金等:181,850千円(本市出資額80,000千円(出資率43.99%))

・主な事業内容:むろらん広域センタービルの賃貸・管理及び付帯事業